

近代我国の対外行動の原理を論ず

獨協大学教授

中 村 燦

序 論

本年は大東亜戦争勃発五十周年に当る。終戦からでは四十六年を閲することになるが、この長き歳月に互り、大東亜戦争をめぐる評価は、学界、思想言論界、教育界、また政界に於てさへ様々なる形で論議の対象となり続けてきた。斯かる論争に於て大勢を制してきたのは云ふ迄もなく所謂「侵略戦争史観」である。侵略戦争史観は大東亜戦争の戦勝諸国たる連合国側の史観であり、東京裁判以来、我国思想界に浸透したものと云つてよからう。そしてこの史観は今や我国に強固なる根を定着せしめたのであつて、その影響力たるや容易には抜き難いものがある。今日、大東亜戦争に言及する時、人は必ずそれを侵略戦争として語る。あたかも、その言葉の使用に於て何の疑懼すべき問題もないかのやうに――。

だが果して我国は謂はれる程に「侵略的」であつたのだらうか。この疑問は長く筆者の頭脳を苦しめて来た。自分は日本人である。日本人として自分の国たる日本を美化したり弁護したりすることは慎むべきことであると思ふ。ま

たそれは自分の好む所でもない。

しかしながら、つらつら日本を他の諸国と比べてみる時、いかにしても日本の国家行動の方が侵略的であつたとの結論を得ることができないのである。また、日本人の民族性を歴史に照してみる時、他の諸民族に比較して侵略的であり、残虐である証拠を発見することも難しい。感情に走らず、空しい誇りも棄て去り、ひたすら心を虚しうして近代史を繕いてみても、日本を格別に侵略的であるとする説には疑念を禁じ得ず、首肯し難いものがあるのだ。大東亜戦争を簡単に侵略戦争と裁断する史観には重大な欠陥がある——筆者は斯く信じて疑はない。

では、大東亜戦争をはじめ、近代日本の対外行動が侵略の概念を以ては律し得ぬものであつたとすれば、時として武断的積極的であつたために「侵略的」なる印象を世界に与へた我国の対外行動の原理と動機は一体、何であつたか。本稿はこの原理を、我国の置かれた自然的条件と歴史的条件といふ根本規定に立ち返つて考察することとする。

一 近代日本の行動原理

(一) 自然的条件が規定した自存の原理

我が日本は云ふ迄もなく、朝鮮半島南端から即かず離れずの距離を保ちつつ、南北に延びる島国である。このため、我国に最も近い隣国は北からロシア、朝鮮、支那といふことになり、日本がこの三国とは極めて緊切なる関係を持たざるを得ない所以である。

さて島国日本の最も著しき自然的条件は、第一に土地狭小なること、第二に天然資源の極めて乏しきことである。斯かる恵まれぬ自然的条件を背負つて近代国家への道を歩みはじめた我国にとつては、近代国家建設に必要な資源と物資を輸入すること、そして輸入の代償としては、乏しい国産原料を利用して生産業を興し、製品を輸出すること、

あるいは輸入原料を加工して他国の市場に輸出することが、国家国民生存のための基本的な経済活動なのであつた。このやうにして国家が生存することを「自存」と云ふ。自存こそ、国家存立の最低要件であると云つてよい。地大物博の所謂「持てる国」にとつては、自存の営みはいはば自然の摂理として行なはれるのであり、孜々営々の人為の勞苦はさほど必要とされぬかも知れない。だが、国土狭小、資源欠乏せる我国にとつて、自存の営みを全ふすることは必ずしも容易ではない。

我國の運命は正に右の如き貧弱なる自然的条件の裡に存すると云へる。明治維新以来、富国強兵の政策の中に近代国家として生存発展の途を求めた日本ではあつたが、国家富強の基本要件たる重要天然資源を国内に持たず、ために近代経済の中心たる重工業や化学工業の主要原料と生産に必要な工作機械の大部分を外国、特に米国及び英領諸邦よりの輸入に俟たざるを得なかつたのであり、また右原料資材輸入の代償として早くから重要な役割を演じた纖維工業に於ても、原料が国内生産されるのは蚕糸業のみで、綿業、羊毛工業の原料は、これ亦殆ど米国及び英領諸邦からの輸入に依存せざるを得なかつたのである。斯くの如く、近代日本の経済活動の最重要部分が外国、殊に英・米に依存してゐた点に、我が日本の自存の途の険しさを看取することが出来るのであつて、近代日本の国家的関心は先づ第一に自存を全ふすることにあつたと云へる。

全ての有機体が生きることを以て第一義とするやうに、国家もまた存立を維持することを以て最重要義とする。云ひ換へれば、自存の方途なくして国家は存在し得ないのである。近代日本も例外ではない。実に、近代に於ける我國の対外行動を見る時、その動機と原理が自存への関心によつて支配されてゐた事例が甚だ多いのであり、それ故、近代日本の対外行動の原理の第一を、筆者は「自存への関心」に求めることとする。

(二) 歴史的條件が運命づけた自衛の原理

近代日本の対外行動の第二の原理は「自衛への意思」であると筆者は見る。

我國の自衛意思を觸発し、形成するに与つて力ある要素は、一つは地政學的條件であり、もう一つは歴史的條件である。

地政學的に見る時、我が日本はアジア大陸とは不即不離の極めて微妙な距離に位置を占めてゐる。日本列島の胸腹に匕首を突きつけるかの如く突出した朝鮮半島は、古來我國への大陸文物伝播の経路たると共に、北方勢力の日本侵略の経路でもあつた。それ故、我が自衛の関心の對象が、先づ第一に朝鮮半島であつたのは理の当然と云へよう。我國は朝鮮自身が親日的であり、且つ北方より南進せんとする勢力の防波堤たるに充分なる独立国たることを願つた。北方勢力に屈する弱き朝鮮あるいは北方勢力に従属する朝鮮は、何よりも我が日本にとつての危険に外ならなかつた。我國の朝鮮に対する関心は、畢竟この自衛上の事柄の範圍に留まつたのであり、朝鮮半島の山河や国土は、我國にとつて魅力乏しきものであつたと云つてよからう。

即ち朝鮮は、朝鮮自体によつてではなく、北方に興亡する勢力との關係によつて、日本にとつての地政學的な意味を有してゐたと云へる。

右の地政學的條件と密接なる関わりを持ちつつ歴史的條件が我が國策を限定した。その歴史的條件を基本的に形成したものは十九世紀中葉に於ける清國の衰退と、それが誘致した露國の滿鮮侵略及び列強の清國侵奪競争である。愛璦條約（一八五八年）及び北京條約（一八六〇年）によつて露國が滿洲を侵し、清國領たる沿海州を獲得して朝鮮と境を接したことは東亞禍亂の始まりであつた。また同じ頃、南支に於ては阿片戦争によつて英國の清國侵奪が開始されてゐた。これが我が國が開國した頃の東亞の状況だつたのであり、この歴史狀況が日本の運命と進むべき方向を決定づけ

たと考へられる。

十九世紀後期に於て、印度から東南アジア全域（シャム王国を除く）は列強の植民地と化してをり、清国の一部に対しても列強の侵奪政策は着手されんとして居た。朝鮮は斯かる清国の宗主権の下にあつたのだが、その朝鮮に対しても、英露仏米等の列強が進出を図りつつあつたのである。このやうな弱肉強食の国際競争場裡に否応なく参入せしめられた日本が、自衛を対外行動の動機かつ原理としたのは是非もない次第であつた。富国強兵は歴史的に決定づけられた近代日本の運命であつたと断じてよからう。

これを要するに、いかなる国家も自然的条件と歴史的条件によつてその運命と行動が決定されるやうに、近代日本もこの二条件から自由ではなかつた。国土狭小、資源貧弱といふ自然的条件は我国の関心を海外の資源と市場、並びに自由貿易に向けたのであり、他方、アジア諸国の植民地化あるいは半植民地化といふ歴史的條件は、必然的に我国の自衛への関心を高め、急速なる工業化による富国強兵への道を選択せしめたと云へる。近代日本の対外行動は右の如き状況から出発したのであり、またその対外行動を規定した原理は、その後の歴史展開にあつても基本的には変るところはなかつたのである。

二 明治期

—— 韓国併合

明治期に於ける日本の主たる対外行動は、日清、日露両戦争と韓国併合であらう。而して日清、日露両役とも朝鮮問題をめぐつての国家の命運を賭けた戦ひであつた。この朝鮮をめぐる紛乱は明治四十三年、韓国併合を以て漸く終熄し、半島は安定を得たのであつた。韓国併合は日本の行なつた甚だ悪質な侵略とされてゐる。その侵略思想の系譜はすでに幕末に源を發して居り、計画的に推進されてきた、とするのが韓国の公定史観の如くである。だが果して然

るか。

筆者は我國の朝鮮半島に対する関心は終始自衛の見地からのものであり、その範囲を出なかつたと考へる。既に述べたが、日本人にとつて、この半島の領土や山河はさほど魅力あるものではなかつたと思はれる。日本人に領有の野心をそそるやうな地物は朝鮮半島には存在しないと云つてよい。

侵略とは武力で他国を侵し、これを略取し領有する行為を謂ふ。これが侵略の通念であらう。もし日本が、朝鮮に對して斯かる意味での侵略を実行する意図があつたならば、そのための機會は併合以前に何度もあつた。

その最初の機會は明治八年九月、我が雲揚艦が江華島砲台から砲撃を受けた所謂江華島事件である。この時、我兵は先方に応射したのち江華島砲台を占領したのであつた。もし我國に朝鮮領土に対する野心があつたなら、敵對行為を理由に江華島だけでも奪取してゐるのに違ひない。だが事件をめぐる我國の對処は全然別のものであつた。即ち翌九年二月に調印された江華島條約（日鮮修交案規）第一款は「朝鮮国自主之邦」として、朝鮮が獨立国であることを明記したのであり、これは侵略的政策とは正反對のものである。

江華島事件で朝鮮領有に失敗したのだと仮定しても、日清戦争で我國は朝鮮を領有できた筈である。この戦争で清國は日本に完敗し、その勢力は朝鮮から一掃されたからである。然しこの時も我國は朝鮮領土は方寸たりとも求めることなく、却つて朝鮮が獨立自主の國たることを清國に確認させたのであつた（日清講和條約第一条）。尤も日本が朝鮮領土の一部を領有したとしても、列國の干渉で必ず放棄せしめられたであらう。それは三国干渉の事実を見れば明らかである。だがそれにしても、少なくとも一時的には朝鮮の一部を領有することは出来たに違ひない。それさへ行はなかつたのは、朝鮮領有の意図が我方になかつたからであると云ふ他ないのである。

もし日清戦争で朝鮮併合が出来なかつたとしても、十年後の日露戦争は併合のための絶好の機會であつた。この戦争が終つた時、米國は桂・タフト協定で韓國に対する日本の保護權を承認して居り、英國は第二回日英同盟で、また

露国はポーツマス条約で韓国に於ける日本の「卓絶せる利益」を確認してゐたからである。この時期に日本が竿頭一步を進めて韓国併合を求めたとしても、世界はこれに異議を唱へなかつたであらう。だが、我国は、韓国のために二度まで大戦争を戦つたにも拘らず、日露戦争の後に我国が韓国に求めたものは外交権の掌握による保護化だけであり、領有や併合ではなかつたのだ。

韓国保護化の二年後、所謂ヘーグ密使事件が起つたため我国は韓国の内政をも掌握するの已むなきに至り、更にその二年後には伊藤前統監が韓国人の凶弾に斃るる事件が発生するに及んで、遂に翌一九一〇年八月、我国は韓国併合を断行したのであつて、明治初年に修交提議を開始して以来、実に四十有余年を経てこの国の領有に踏切つた訳である。四十年間、この中世の眠りから目覚めぬ国の近代化と独立を願ひ、それを扶助せんと一進一退を繰返し、遲疑逡巡した果ての併合であつた。韓国史家が、これさへも幕末以来の計画的侵略と断ずるのに対しては、我が日本民族は、四十数年を費して他国の侵略を計画するほど息の長い民族にはあらざる旨を以て応酬する他あるまい。ともあれ、東亜近代史の一悲劇たる韓国併合も、所詮は北方勢力に対する我国の自衛の顧念から出でたる最終決断に外ならなかつたのである。

三 大 正 期

(一) 歐洲派兵問題

大正期に於ける我国の對外行動は全て歐洲大戦との関連の中で考へられねばならない。この時期の我国の行動を詳論する余裕はないが、歴史的に顯著なもの二、三について、それらの動機と原理を考察してみよう。

まづ歐洲戦争に対する我国の態度を見るに、我国が対独参戦した大正三年（一九一四）秋頃より、英・仏・露は我

軍の歐洲派遣を懇請してきたが、我国はこれを拒絶した。英国から再度の出兵要請が来た時、加藤（高明）首相は「帝國軍隊の唯一の目的は国防にあるが故に、国防の本質を完備しない目的のために帝國軍隊を遠く外征させることは、その組織の根本主義と相容れない」と述べて強い拒絶の意を表明したのであつた。この他ベルギー、セルビアの諸国からも我が陸軍の歐洲派兵を勧誘してきたが、我国はいづれも拒絶した。

右出兵要請の際、英国は、日本の出兵費用は英国が心配すること、歐洲出兵により日本は戦後の列国間商議で有力な発言権をもつことになる筈であること等を申出たのであつたが、それにも拘らず我国は出兵を断つたのである。英国は陸軍のみならず、我が艦隊の地中海派遣をも要請してきた（九月二日）が、我国は「日本海軍は外敵防御の標準で組織されてをり、外征を企てる余力はない」旨を以て返答した。陸軍の派兵要請を拒絶したのと同趣旨の精神に出たものと云へよう。

その後、英国は重ねてダーダネルスに一艦隊を派遣するやう要請してきた（十一月十五日）。その場合、船体の損失は補償し、燃料・軍需品は無料で一切の便宜を図るといふ条件付きではあつたが、我国は前期の理由の他に、日本艦隊の歐洲派遣は日本の国防を危うくし、且つ日本艦隊主力の東洋留任は極東の平和に不可欠の保障であることを指摘して艦隊派遣を拒絶した。我国が艦艇の地中海派遣に踏切つたのは、漸く大正六年（一九一七）、ドイツが無制限潜水艦作戦を執行するやうになつてからである。

是に由て之を觀れば、我国が自衛の本義から外れた國軍の歐洲派遣を極力回避せんと努めた事実が明らかにあらう。この場合、自衛への関心が、それを逸脱した海外派兵を抑制する國家原理として作用してゐたと云へよう。

（二）「二十一カ条」問題

歐洲大戰中、日支關係を紛糾させたのが所謂「二十一カ条要求」問題であり、これは支那侵略の代名詞の如く悪名

高いものとなつてゐる。だが、これらの「要求」(うち第五号七カ条は「希望」事項)も、その内容を具体的に検討してみれば、やはり我国の自存自衛といふ国家生存権の要請に発したものであつて、侵略的野心や領土欲に出たものではないことが分るであらう。

例へば第二号は、旅順・大連租借期限と南滿洲・安奉兩鐵道の期限の九十九九年延長、南滿洲・東部内蒙古での日本人の土地所有権や居住往來營業権、また鐵道建設と顧問招聘に於ける日本の優先権の要求七カ条であるが、我が要求中の最大眼目たる右の第二号を觀るとき、それが我国と我が民族の自存権と深く結びついた要求であることが理解せられよう。南滿洲・東部内蒙古は、日露戦争の結果、日本人が初めて、しかも正当な代価として獲得した大陸の生存圏であり、且つ歴史感情の染みついた土地でもあつた。

また第三号の漢冶萍公司を日支合弁とする要求にしても、鉄鉱資源に乏しい我国としては自存自衛と不可分に結びついたものだつた。日清戦争以来の同公司と我国との因縁浅からぬ歴史を顧みても、第三号要求は決して唐突でも新奇なものでもなかつた。第三号もまた我国の置かれた自然的条件と歴史的條件の然らしめる所であつたと云ふべきであらう。

二十一カ条中、我国の自存自衛と深い關係を有せぬものは第五号の希望条項七カ条であつただらう。支那の主権を侵すとして最も非難されたのもこの第五号であつた。後日、華府會議に於て我国が、「他日の交渉に譲る」としてあつた第五号を完全に撤回したのは、或は当然なことであつたかも知れない。

侵略的と評されるこの二十一カ条要求の中に、駐兵権の要求のないことは注目されるべきである。それは、共產主義が未だ發生せず、日露關係は數次の協約により親密の度を深めつつあり、我国にとつては滿蒙・支那に脅威と呼ぶべき勢力が存在しなかつたからに外ならない。即ちこの地方に対して自衛する必要を我国は感じて居らなかつたのである。この時に於てもなほ駐兵を要求したのであれば、侵略と呼ばれても仕方なからう。だが、滿蒙に自衛の必要な

き時、我国はここに駐兵しようとはしなかつたのであり、これは「二十一カ条」批判者の注意を喚起せねばならぬ点である。悪名高い「二十一カ条」問題も、このやうに自存自衛の原理に照らして見るとき、その眞の姿が浮かび上つてくるのであるまいか。

(二) シベリア出兵

所謂シベリア出兵もまた自衛への配慮と深く関はる行動だつた。シベリア出兵は「無益な出兵」と云はれ、また史家の中にはソ連に対する侵略の如く看なす者も居るが、そのやうに政治イデオロギー的立場からのみ歴史を解釈することは、歴史の進行を決定してきた原理と人間の志向を歪曲する危険がある。我国が第一次歐洲大戦で無用な出兵を好まなかつたことは歐洲派兵の拒絶を見ても明らかであらう。

抑々出兵問題は、大正六年（一九一七）十二月の独露休戦の結果、ウラチオストックに堆積されてある六十万トンの連合國側軍需品がドイツ側の手に渡るのを防止せんと、翌大正七年一月、英國が日本に対して、日本軍の派遣を要請してきたのが発端であつた。この英國の要請はフランスの支持を得て米國に対して申入れが行なはれたが、米國が日本軍の単独派兵に反対したため、我国は出兵要請を応諾せず、保留してゐたところ、同年五月、突如露國領内のチェコ軍救援問題の発生を見るに及んで日米共同出兵が実現することになつた。

だが「共同出兵」の実態は W. Griswold が「米國のシベリア出兵の目的は徹頭徹尾日本の北滿とシベリアへの進出に抵抗することであつた」と書いてゐるやうに、米軍は日本の出兵意図を猜疑し、ボルシェビキと戦ふ日本軍に協力せず、却つてボルシェビキに好意を示す有様で、「共同出兵」は名目のことに終つたのであつた。

この日米の反目を生んだのは、結局はボルシェビズムに対する基本的姿勢の違いであつたと云へよう。我国がロシア共産主義を明確に危険思想と認識してゐたのに対して、米國にとつてはボルシェビキと云へども日本軍部ほど邪悪

な存在ではなく、そののみか、専制政治を打倒したボルシェビキは欧米民主主義者と同類に見えたのである。

我国にとつて共産主義が極東露領から北滿ひいては朝鮮に浸透することは焦眉の急であつたのだが、太平洋を隔てた米国には共産主義に対する危機意識が希薄であり、当然我国の憂慮を理解することも出来なかつたのである。Payson J. Treat は「シベリアに対する米国の関心は非現実的なものに過ぎない。何故ならボルシェビキは米国の領土をいささかも危険にさらすことにはならないからだ。だが日本にとつて、それは生死に關する問題だつたのである。朝鮮に近いウラヂオストックに赤色政府の存在することは確かに驚愕すべきことだつた。日本が予想以上の兵力を派遣したのはこの理由によるものであり、同情すべきものがある」と書いてゐるが、我国のシベリア出兵が共産主義に対する自衛の関心に発した対外行動である点を正確に指摘した卓論と評してよい。

(四) 華府會議

大正十年(一九二一)十一月から翌年二月にかけて開催されたワシントン(華府)會議の結果は、我国の寡欲と対米協調を立証して余す所がない。極東關係事項のみを概観しても、対支「二十一カ条」要求の第五号撤回、滿蒙投資優先権の放棄、山東省返還、石井・ランシング協定廃止、日英同盟廃止、シベリア撤兵等は殊に顕著な讓歩と云へる。これらはいづれも極東に於ける我が勢力の進展を保証してきた取極であり、その大方は我国が明治以来、自存自衛の途を求めて血の滲むやうな努力を傾注した成果なのであつた。滿蒙投資優先権と石井・ランシング協定は日本の接壤地域に於ける我が民族の自存権と不可分の權益事項であつたし、日英同盟やシベリア駐兵は我国の自衛の要請と關する事柄であつたことは云ふ迄もない。それらさへ、我国は華府會議に於て放棄したのであつて、このことは我国の對外野心の渺なきことと、対米協調意思の誠実さを示すものであつた。日本は華府會議で、「大戦中に呑んだものを悉く吐き出した」との言は正鵠を得た批評と云へよう。

我国のこれ程の国際協調努力にも拘らず、米国は華府會議の僅か二年後（一九二四年）には排日移民法を制定して国際親善の蕾を自ら無残に摘み取つてしまひ、日米両国民の間に深い感情的亀裂を生ぜしめることとなつた。人種差別主義の結果、白人世界への移住の途を絶たれた日本民族の関心が支那・滿洲に向ふのは必然の流れであつたと云へよう。

だが、その支那は第一次国共合作によつて赤化と排外の嵐が激しく吹きすさぶ国となつて居り、やがて蒋介石の北伐が進展すると、軍閥張作霖の支配する滿洲にもまた支那東部の戦禍が波及する形勢となり、ここに於て滿洲を平和の天地として確保せんとする我国の決意は断乎たるものとなつてくる。張作霖爆死事件（昭和三年六月）は斯かる異常な緊張の裡に生起したのであつた。事件半年後の東三省易幟のあとは、赤化された国民党の滿洲進出によつて滿洲の排日空氣は一段と深まり、現地居留民と関東軍に深刻なる危機感を抱かせるに至つた。柳条溝事件は右の如き急迫した情況の中で發生した。滿洲事變を生んだ背景を詳述する余裕はないが、少なくとも右の概観だけによつても、事變を生み出した国際情勢や我が民族感情が、日本の自存自衛への関心と密接なる繋がりをも有してゐた事實は理解せられるであらう。

四 昭和期

（一） 支那事變の意味

昭和十二年に蘆溝橋事件を發端として拡大した支那事變は、その性格に於て我国の自存自衛とは無關係の紛争であつた。この点で、他の諸事變、戦争とは區別されるべき特異な事變であつたと云ふべきであらう。

では支那事變はいかなる性格の交戦であつたかと申せば、「蘆溝橋事件に関する政府声明」（昭和十二年八月十五日）

に云ふ「支那軍ノ暴戻ヲ膺懲シ以テ南京政府ノ反省ヲ促ス」ことにあつたと断じて間違ひあるまい。蘆溝橋事件が支那側共産分子の挑発であつた点については今日殆ど疑ひの余地がない程立証されてゐる。我方は、挑発されたこの紛争を不拡大のうちに終結せしむべく三週間隠忍自重したのであつたが、支那側の背信行為が七月二十六日広安門事件にまで増長するに及んで、遂に七月二十八日最後通告を發して本格的反撃に出たのである。そして早くも翌二十九日には平津地方は我軍の制圧下に歸したのであるが、八月に入るや、支那側は列国の注目を惹かんと企圖より、上海で再び我が陸戦隊を挑発攻撃する暴挙に出でたる為、戦火は上海に飛火し、第二次上海事變の發生を見るに至つた。支那側の圧倒的兵力に抗するため我国も出兵の已むなきに至り、遂に彼我戦闘は本格化して、北支事變は支那事變に拡大してゆく。これ全て支那側の対日挑発への我が反撃戦の延長と見るべき事態の推移であつて、支那を侵略せんがための戦闘行為では全くなかつたことは、先の政府声明の中に「毫末モ領土的意圖ヲ有スルモノニアラス」と明記されてゐることからも明らかである。

尤も、では何故に我国は蒋介石政権を南京統いて漢口にまで追撃して戦闘を継続したのかと申せば、前述の如き支那側の挑発行為が共同防共、経済協力（これらは我国の自存自衛と深く関はつてゐる）を柱とする日滿支の提携・善隣関係を破壊する行為であつたためと考へられ、その点で我国の対支行動は自存自衛への妨害を排除すると云ふ意味で間接消極の自存自衛行動であつたとは云ひ得られよう。

それ故にこそ、我国は支那事變の目的を国府の打倒ではなく、国府の容共抗日策を反省せしめることに置いたのであり、支那事變に於て「勝つ」ことよりは、支那事變を「終熄」せしめることを第一義としたのであつた。我国が支那事變遂行中にも、終始対支和平工作を継続した意味も実はここにあつたと云へる。

(二) 船津和平工作

支那事変に於ける最初の和平工作は昭和十二年七月末、平津陥落の直後から開始された所謂「船津工作」である。この和平工作は、塘沽、梅津・何応欽、土肥原・秦徳純諸協定の解消や冀東・冀察両政権の廃止、出兵した日本軍の撤兵等を含む停戦交渉案と、満洲国の黙認、共同防共、排日禁止、上海停戦協定の解消、日本機自由飛行の廃止、冀東特殊貿易の廃止等を含む国交調整案から成るもので、要するに満洲事変以後、我国が華北で獲得した権益の殆ど一切を放棄しようとする寛大極まる提案なのであつた。右和平案は平津地方を我軍が占領した直後といふ、戦局が圧倒的に我国に有利に展開してゐた時期に出された点で、我国の不拡大方針と和平意思の偽りならざることを立証するものである。而もこの和平案は外務省が立案したものがら、陸海軍の賛同をも得てゐた点で頗る注目すべきものがあつた。事変終結と日支国交調整は眼前にあつたと考へてよい。だが、この和平案による最初の日支当事者の会談が開かれた八月九日、支那保安隊による大山海軍中尉等の惨殺事件（大山事件）が上海に発生したため、和平交渉は初日にして頓挫したのであつた。船津工作案は十中八九、支那側も受諾する公算の強かつた和平案であつただけに、支那側の暴挙によるその挫折は惜しみても余りあるものであつた。それは扱て措いても、右案は少なくとも蘆溝橋事件についての日本の良心を記録に留めたものと云つて間違ひない。

上海戦が南京戦へと進展するや、我国は駐華独大使トラウトマンを仲介にして、所謂トラウトマン工作と呼ばれる対支和平工作を行なふことになるが、トラウトマン工作も結局は前記船津工作案を基礎とする和平案だつた。上海戦から南京戦へと戦闘が激化してゆく中で我方も多くの犠牲を出すに及んで、当然ながら我国の和平条件も次第に厳しさを加へはしたものの、北支に於ける支那の主権は依然として明文を以て保証してゐた（我国が防共駐兵を和平条件に加へたのは南京が陥落した後のことである）。然しながら支那側が明確なる回答を遷延し続けるに及んで、遂に翌十三年

一月「国民政府を相手とせず」の第一次近衛声明発出に至り、ここに日支政府間の公然たる和平交渉は一応終止符を打つことになる。

(三) 汪蔣合流問題

爾後の对支和平工作の中で最も大掛かりなものは、云ふ迄もなく汪精衛工作であるが、汪政権樹立は戦後定説の如く果して單純に日本の支那「侵略」と断じ得るのであらうか。

我国は汪の南京国民政府成立（昭和十五年三月三十日）前後から蒋介石の重慶政府との和平工作の努力を秘かに継続してきたが（「宋子良」の桐工作や錢永銘工作など）、いづれも成果なく、昭和十五年十一月三十日「日華基本条約」を調印して汪政府を正式に承認した。このやうに支那に新政権が成立した後も、倦むことなく对重慶和平の努力を怠らなかつたのであり、その和平工作の中には汪蔣両政権の合流も含まれてゐた。我国が汪を傀儡として支那支配の為に利用したのでないことは明確に認識しておく必要があらう。

例へば支那派遣總軍參謀部が昭和十五年一月一日付で策定した「事變解決に関する極秘指導」なる構想によれば「新中央政府樹立工作は單なる汪政権の擁護に非ずして事變解決の対象たるべき実力政府の出現に在り」として、汪蔣合流による新支那統一政府の樹立が究極目標であることを規定してゐる。このことは無論我国政府の根本政策でもあつた。汪政権承認後もその方針に變りはなかつたことは、例へば翌昭和十六年四月から開始された日米交渉で最初の交渉案となつた所謂「日米諒解案」の中でも米国の对重慶和平勧告の条件として「蔣政権と汪政権との合流」が挙げられてゐる事実が簡明直截に物語つてゐると云へよう。右の日米諒解案は日本側の作成した交渉案であることはこの際特に注意すべきである。米側が結局は汪蔣合流を承知しなかつたであらうことは、交渉の最終局面で米側が我方に突きつけてきたハル・ノートが汪政権否認を要求してゐたことを想起すれば充分であらう。汪蔣合作による支那統

一と事変解決を希求して努力した日本と、頑なに汪政権を否認し、蔣政権の容共抗日を支援した米国のいづれが、その後の戦争の惨禍に対する責任を負うべきであらうか。東亜の安定に対する真摯な願望はいづれにあつたのであらうか。また歴史への洞察は日米いづれが正しかつたのであらうか。

日米諒解案に関してほなほ付言すべきことがある。それは米国大統領による対重慶和平勧告の条件として「支那の独立」「支那領土の非併合」「非賠償」「支那領土への日本の大量的又は集团的移民の自制」が、先の「汪蔣合流」と共に列記されてゐることだ。繰返すが、日米諒解案は日本側の草案した文書なのである。そこに日支和平交渉の条件として右の諸項目が明記されてゐる事實は甚だ重要な意義があると云ふべきではなからうか。しかも、この諒解案が我国政府に送達された時（それは米側が草案したものと誤つて受取られたのであるが）、我方は軍部を含めて欣喜雀躍してこれを歓迎したのであつた。その後、訪欧の旅から帰国した松岡洋右外相の反対で諒解案は大修正され、結実しなかつたが、ともかく、右の諸条件を我国の政府と軍部が一時的にせよ、心底から歓迎した事實は極めて重大である。それこそ、我国に支那を領有する意図の全くなかつたこと、賠償請求の意思すらなかつたことを立証してゐるからである。

(四) 南進問題

我国の所謂「南進」はいかに見るべきであらうか。南進に関する思想や論考は我国に古くからあつたものの、それが具体的な国策として策定されたのは昭和十五年七月、第二次近衛内閣に於てであつた。元來我が国策の中心は日滿支を主軸とする自給自足体制の確立にあつたのであり、南方は我国の主たる関心の外にあつたと云つてよい。我国の南方問題への関心は、南方ビルマ、仏印より行なはれる援蔣行為の阻止と、米国による対日經濟圧迫に対抗する必要に発するものであつた。

即ち昭和十五年九月の松岡・アンリ協定に基づく仏印進駐は援蒋行為阻止といふ自衛の原理による対外行動であり、支那事変の早期解決といふ国策の大目標と深く関はつてゐた。また翌十六年七月の南部仏印進駐は、A B C D包囲陣の逐日強化される折、日蘭会商不調に終るに及んで採択された自存自衛の措置なのであつた。当時仏印は敵性化しつつあり、米英側が一步を先んじてここを占領するならば（米英は現にドイツの機先を制してアイスランドやグリーンランドに進駐してゐた）、我国は南方資源入手の途を完全に断たれ、国家存亡の危急に見舞はれることになるのであつた。それ故、南部仏印進駐はA B C D陣営によつて政治、軍事、経済的な窮地に追ひ詰められた日本が、起死回生の打開策として已むなく選択した途であると云へる。しかも我国は、仏印進駐に際しては、仏印の領土主権はフランスにあることを明言して居たのであつて、仏印に対する領土的野心から進駐したのでは決してなかつた。仏印進出が通常の意味での侵略にあらざる所以である。

斯く申せば、では何故我国は「大東亜政略指導大綱」（昭和十八年五月）に於て蘭印地方は「帝國領土と決定」したのかとの反問がなされるかも知れない。これに対して筆者は、資源の供給を断たれた結果戦争に訴へた日本は、再び資源問題で苦しむことを欲しなかつたからであると答へる他ない。それは、韓国問題で日露戦争を戦つたあと、我国が戦争の因をなした韓国を併合したやうに、石油の窮乏から大東亜戦争に突入した我国は、再び同じ事態の発生をなからしめんとて蘭印石油地帯の領有を欲したのである。これもまた、自存自衛の原理の導く所であつたと考へられるのである。

結 論

以上の所論に於て、筆者は近代日本の対外行動を支配する原理的なるものの追求を試みた。それは区々たる現象や事実関係の分析では稍もすれば没却されがちな歴史の統一原理についての思索的試みのつもりである。そして、現象

としての我が対外行動を貫く究極原理が自存自衛といふ極めて自然的な法則であることを論証してきた。

最後に一言補足するなら、右の如き日本の自存自衛の原理が、実は東亜の政治的安定を志向する方向と一致してゐた事実である。韓国併合、シベリア出兵、満洲事変、汪蔣合流等の実例がそれを示してゐよう。それが東亜の自然な政治関係を構築する途であつたと云へるのであるが、欧米、殊に米国にこの点についての認識と理解が不十分であつたために、強引に自己の正義を押しつけ、事毎に日本の主張と行動を掣肘した結果、却つて東亜の不安定を惹起し、結果的に大東亜戦争を招いてしまつたことは、東亜近代史に於て幾度反芻してもし過ぎることのない重大な歴史の教訓であると考へる。

(平・三・六・一五)